

神戸市地域包括支援センター運営評価の概要

<趣旨・経緯>

①平成26年度第1回神戸市地域包括支援センター運営協議会において、

・委託期間中、各法人のセンター運営状況については、毎年度評価・総括し、問題があった場合は、運営協議会の審議を経て、契約を更新しないこともありうる。

・委託期間中の地域包括支援センターの評価・総括を行い、市運営協議会に報告する。評価・総括については、透明性及び公平・公正さを確保する観点から、公表する。

といった方針が承認された。

②「地域包括支援センターの設置運営について」（厚労省実施要綱）の中で、「設置者である市町村がセンターの運営や活動に対する点検や評価を定期的に行っていくことが重要であることから、その実施に努めること」が追記された。

③以上の方針に基づき、平成27年度に、評価基準の策定を行った。

平成28年度以後は、平成27年度に策定した評価基準に基づいて、神戸市地域包括支援センターの運営について客観評価を行うこととなっている。

④平成31年4月1日に神戸市地域包括支援センター運営評価実施要綱・要領を策定した。

<現地調査の方法>

過去3か年の基準適合率が100%のセンターは、市職員による現地調査を行わず、以下の方法で実施する。

ただし、市が現地確認を必要と判断した場合は現地確認を行う。

①センターがチェックリストに基づき、自己チェックを行い、市へ提出を行う。

②市が自己チェックを確認し、電話または文書にてあんしんすこやかセンターへ確認を行う。

③自己チェック、記録、電話聞き取りの内容で、評価結果案を作成する。

④当該年度の運営評価（翌年度に現地調査を実施）の際は現地調査を実施する。

※令和5年度該当センター（13センター）

六甲アイランド・春日野・三宮・ハーバーランド・みなとがわ・荒田・新開地
谷上・御蔵・西代・垂水名谷・西神中央・神出